

資料・研究ノート

東パキスタン・チッタゴン地区モスLEM村落
における職業と価値観

原 忠 彦*

Occupations and Value-system at a Moslem Village
in Chittagong, East Pakistan

by

Tadahiko HARA

は じ め に

本稿はまず、東パキスタン・チッタゴン地区の一モスLEM村落における職業・土地所有等に関する若干の資料を提供する事を目的とする。第二に、筆者は、村人のそういった経済生活の側面が、どの程度まで彼らのものの考え方、価値体系と対応するかの検討を試みてみたい。¹⁾

G村は、東パキスタン第一の港湾都市チッタゴン市の東北16マイルの地点にある。同村の面積は3,496エーカー、人口12,399人(1961年センサス)である。G村は、チッタゴン市より、チッタゴン・ヒル・トラクト州の政治中心地であるランガマティ市にいたる舗装道路の上、チッタゴン市よりに位置する。²⁾ この道路の上に、バスが毎日ラッシュ・アワー時(朝7時~9時と夕6時~8時)には15分おきに、日中には30分おきに走り、G村とチッタゴン市をつないでいる。³⁾ G村は一面に平野であり、居住地を除けば、一面に田(畑は少しだけ)で覆われて

* 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

1) 本稿に用いた資料は、1962年~1964年にかけて、東パキスタン・チッタゴン州、ラオジャン・タナG村において行なわれた、オーストラリア国立大学奨学金に基づく調査により採取された。

2) この道路の完全な舗装は1960年に行なわれた。この年以前には、G村のはしを流れるH川には橋がなく、人々は渡し舟により通行せざるを得なかった。

3) G村始発のバスは少なく、そのほとんどはランガマティ始発か、G村の東(ランガマティより)3マイルのラオジャン始発である。このバス以外にも、G村の西3マイルのハタジャリからは鉄道がチッタゴンにむけ走っている。バス以外にも、auto-rickshaw(自動三輪車を乗客を乗せる様に改造したもの)等の手段によってチッタゴンに行く事も出来るが、流しのauto-rickshawの数(流し……遠方まで客を送って空でチッタゴンにかえるもの)は少ないし、また運賃が高いため、(バスは1等=1ルピア・2アンナ; 2等=1ルピア: auto-rickshawは同じチッタゴンまで5ルピア)利用する人の数は少ない。

いる。G村の人口の中には、75%を占めるイスラム教徒以外に、15%の仏教徒、10%のヒンズー教徒が居住している。住民の多数は、農業外の職業についていて、1960年に行なわれた調査の結果では⁴⁾、農業従事者が1,000人、商人・サラリーマン（除肉体労働者）が1,000人、肉体労働者（含工員）1,452人となっている。

調査はモスLEM教徒を対象として行なわれたが、その多くの人の月収はRs 500~100の幅のうちに入る。村では集約的な調査の対象としては、筆者が調査期間中居住した人口250人くらいの一集落をとった。

集約的調査を行なった集落の15才以上の男子の現在の職業は以下の通りである。

商業15人、Clerical な仕事17人、工場労働者4人、日雇労働者2人、船乗2人、農業11人、専門業2人、無職4人、学生6人。

しかしながら、第2次大戦前の職業構成は、これといささか異なっていたようである。当時は、G村のモスLEMが、政府の官僚や大会社のサラリーマンになれる機会はほとんどなかった。これは、かつて英国との接触以前には、東パキスタン地方ではモスLEMは上流階級と下層階級を占め、中流の事務官僚層はヒンズー教徒であったという事実とも関連しよう。即ち、英国との接触後、上層のモスLEMは権力をうばわれて没落するか反英に走り、モスLEM下層は教育をうける機会もなく、ヒンズー教徒に新しい官僚層を占められるにいたったことが考えられる。⁵⁾ もちろん英国の対モスLEM政策も関係してこよう。これとならんで、この東パキスタンが長い間カルカッタの後背地で、大きな行政中心地、工場地帯をもたなかった事も一つの原因として考えられよう。ちなみに、Nafiz Ahmedによれば、1947年パキスタン独立の際、東パキスタンの受けついで工場は、全インド400の綿工場のうちの10工場、全ベンガル地方106のジュート工場からは0工場を引きついでただけといわれる。以下、鉄・製紙・化学工場は東パキスタンに

4) Husunara Begum Chowdhuri, 1962 "Report Submitted to the Island of Peace Project," (type-script). The Island of Peace Project は、ベルギーのカトリック神父を中心として始められた社会福祉事業で、G村における農業開発と、女子の衛生・保健状態の向上を目的とする。

5) ラオヂャン・タナの役所（日本の郡役所に当たる？）にある資料では、同タナの中の宗教別の文字のよめるものの%は、以下のようになっている。

	1901年		1911年		1931年*		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
イスラム教徒	9.9%	0.1%	9.0%	0.2%	17.0%	3.9%	ラオヂャン・タナ
					9.1%	0.5%	ラングニャ・タナ
ヒンズー教徒	25.1%	1.0%	28.0%	2.0%	25.3%	3.8%	ラオヂャン・タナ
					14.2%	1.0%	ラングニャ・タナ

* 1931年には、従来のラオヂャン・タナは二つにわかれた。

は皆無で、精米工場は少数の町工場的なものを受けついだのみといわれる。⁶⁾ この当時のG村のモスLEM人口の多くは、農業か、商店等の下級雇人、小商人等の職業に従事し、特に、ビルマへ行って商店の下級雇人から行商業になり、やがては店持ちになってカルカッタに移るといのが、教育のないモスLEMの成功するほとんど唯一の道であった。現在のG村の40才以上の男子のほとんどが、ビルマへいった経験をもっている。⁷⁾

ところが、パキスタン独立後、この条件はかわってきた。まず、ビルマへの一時居留が難しくなり、特に1960年頃より、ますますその制限が強められた。他方、チッタゴン市は、東パキスタン唯一の近代的港湾都市、かつ人口第2位の都市としてその重要性は増加し、いくつかの政府行政機関が設立される一方、1956～57年以後には、大工場もたてられ始めた。いうなれば、東パキスタン内でのサラリーマンとして雇用される機会は飛躍的に増大したわけである。さらにモスLEM人口にとって有利となったのは、宗教間の争いを恐れて、かなりの中流ヒンズー教徒がインド側に移住したことである。表1でもわかるように、ヒンズー人口ののびが最近著しくゆるまっているのは、出産と移住のバランスの故であろう。

表1 ラオヂャン・タナの人口推移（タナ役所の衛生部の資料による）

	1931	1951	1961	1951- 1931	1961- 1931
	人	人	人	%	%
ヒンズー教徒	39,946(33.0%)	43,981(30.8%)	44,849(28.5%)	+10.10	+ 1.97
イスラム教徒	67,747(56.0%)	81,862(57.3%)	96,235(61.2%)	+20.83	+17.56
他宗教の教徒	13,231(10.9%)	17,036(11.9%)	16,222(10.3%)	+28.76	- 4.78

そのうえ、公には宗教に基づく差別は職業に関してはない事になっているが、モスLEM国家パキスタンでは多くの会社は、政府や大実業家へのコネを勘定に入れて、多くモスLEMを採用する。このような理由により、現在では、ほとんどあらゆる職業にわたってイスラム教徒が働く事が出来るようになってきたのである。

しかしながら、G村の職業のあり方でおもしろいのは、職業の分布ではなくて、村人が非常に高い頻度でその職業をかえる事である。その最もはなはだしい場合は、43才で15回も職をかえたという例がある。このような例は決して珍しいとはいえない。多くの人々が、多かれ少なかれ一生のうちに4～5回職をかえるのが普通である。職業の転換のみならず、同じ職業の範疇の中での職場の転換（A紡績工場よりB紡績工場へ）もひんばんに行なわれる。

こういったひんばんな職業・職場の転換には次のような特徴がみられる。

6) Nafiz Ahmed, 1968, *An Economic Geography of East Pakistan*, p. 211.

7) Nafiz Ahmed (上掲 p. 298) によれば、こういった移民に厳しい制限の行なわれる以前、1931年～32年度には、ビルマにいる1,018,000人のインド人の1/4以上が東ベンガル人であり、そのほとんどがチッタゴン地方の出であったという。

- 1) 会社の首切りにあったとか、事業に失敗したとかいう他動的な原因によって職業転換が行なわれる場合もあるが、かなりの数の転換ケースは、個人の自由意志に基づいてなされている。
- 2) 職業の転換が、全く異なった職業の間になされる場合でも、それにとまなう心理的抵抗がほとんどみられない。
- 3) 世代を通して、一つの家系の上に特定の職業・職場の定着がみられない。
- 4) このような頻ばんな職業転換にもかかわらず、個人の生活史の中における職業の転換には、農業・サラリーマンから商業へといった一つの傾向性がみられる。

たしかに、独立後、モスLEMにとって職業の種類・数のふえた事は事実であるが、それがそのまま頻ばんな職業転換の理由にはならない。なぜならば、このような頻ばんな転換は、村のモスLEM人口の間では既に第2次大戦前からみられる事だからである。職業の種類と数が増えた事、しかもその多くがモスLEM人口にとって新しいものであることは、職業の転換を容易にする一つの条件にはなっている。即ち、従来誰も従事した事のない職業では、誰もが新米であり、6カ月やそこら遅れて工場に入ったとしても、その技術のおくれは、充分自分の能力と努力次第でカバーでき、すぐ同じ水準に到着しうからである。(特に単純な作業の場合はおそうである。) いいかえれば、職業転換による新しい職場での新参者のハンディキャップは少ないわけで、それが村人の一つの心理的支えになっていることは否めない。しかし原因はそれだけではない。

本稿の目的は、この現象の文化的側面を記述する事にある。

I 個人の自主独立の尊重と職業

モスLEMの宗教で最も重要なのは、いうまでもなく、“最高であり、絶対である唯一神アラー”の存在の認識であり、またその前における人間の無力さの認識である。村人によれば、個々人の魂は、その懐胎の時にアラーによって吹きこまれる。⁸⁾ この個々人の魂(それにとまなう個人の性格等)は、それぞれ unique であるように唯一神アラーによって定められ、かつ独自の“運命”(takdir=これについてはII節に述べる)を与えられる。このようにして与えら

8) ここで注意しなければならないのは、モスLEMは、五感によって知覚できる世界、即ち“現在の世界”に対する関心は強いが、生前の世界、死後の世界、あるいは未来の世界に関しては判断を中止する。このような世界は神のみが司ることの出来る領域であり、人間の感知できないところである。そのような事について知ろうと努力する事は馬鹿なことであるし、またすべきことではない。従って村人は、このようなことについてごくわずかの知識しか持ち合わせないのが普通である。かつて筆者は、この“生前の世界・死後の世界”について、その地方で名高いモスLEMの教師にインタビューをした。彼はいろいろの質問に答えた後で、同席した彼の生徒にむかって、“この人は外国人であり、我々の宗教について知りたがっているのだから、私は特に説明してやったが、このような事は普通の人には説きあかず事ではない。”といった。即ち村人は、宗教教師からも、このようなことについて(とおりのべんのことは別として)詳しい説明を聞くことができないのである。

れた個々人の性格・運命は、全く神の自由意志によって決定される一回性のもので、(もちろん神が2人の人間に同じものを与えようとする自由意志できめない限り) 血のつながり等ということによって他に transmit されるものではない。つまり、日本流にいう、「親の因果が子に報い」とか、「代々の宿命」とかのように、先祖の行為が子に影響を及ぼすという事はないし、また、「血筋は争えない」といった感覚も比較的希薄である。なぜなら、親の因果が子に報いるかどうかは全く神の自由意志によるもので、「場合をとわず必ず」等という事ではないからである。また、個々人が全く unique であるように神により造られているのであるから、泥棒の子に正直者があらわれることもあれば、天才の子に大馬鹿が生まれる可能性もあるからである。つまり、この地方のモスLEMは、人間の性格能力の上でも運命の上でも、血統・系図の上で世代を越えての連続性を認めないで、連続する2世代の間でのいかなる変異の幅も許容するのである。これを違った面からみれば、この意味で個人は、過去の世界や、自己の周りの人々より自由なのである。⁹⁾

職業でいえば、ある特定の職業に必要な能力は、必ずしも親から子に伝わるようなものではない。突然変異的に特定の個人に神より与えられるという事になる。この認識の結果、個々人は、彼らの与えられた職業環境(親も祖父も衣類販売の商人であったとか、洗濯屋であったとか)を離れて自由に職業をえらび試みる自信を与えられ、また他人もそのような親子の能力の変異の可能性を容認することになる。

小さい時から、男は、それぞれの責任において自主独立に事をなすようにと教育をうける。たとえば、道で2人の子供がつかみあいの喧嘩をしていた場合、通りがかった大人は、つかみあいはとめるが、その後は何も干渉はしない。即ち、大人は、喧嘩の理由をきいて、事の善悪の裁定を下すことはしない。つかみあいをとめたあとは、どう結着がつこうとすべて子供まかせである。こういった自主独立の傾向を助長するのに、次のような事実を見逃すことは出来ない。即ち、G村では、子供の教育の責任は親にあるとされ、他人がそれに干渉する事をきらう。他人の子供を叱った事が(たとえその子が悪い場合でも)往々大人同志の喧嘩になることも稀ではない。ところが、別の論文(注17参照)でものべたように、母親はパルダ(男女の生活の分離の規範)の故に家の中から出られないし、また父親は多くの場合早死にするし、また生きている父親も、多く村外に働きに出ていてたまにしか家に帰ってこない。¹⁰⁾つまり、制度的に制

9) 筆者の居住していた集落から、かつてチッタゴン地方で1~2といわれる一代成金の大金持がでたことがある。ところが、村人によれば、その父親は、貧乏で少しの土地もなく、かつ泥棒であったといわれる。他の informant によれば、その父親は泥棒に入った現場をつかまり、木にしばりつけられて公衆の面前でむちうたれたという。しかしながら、同じ informant 達が、その子である成功者に対しては、「神の恵みにより、あれは父と違って正直者だ」と尊敬の念を払うことをおしまない。後でも述べるように、これには、故意の誇張があると考えられる。しかし、この話にもあらわれているように、父と子との間の性格のいかなる差も村人には許容される。

10) 原忠彦 1968, 「東パキスタン・チッタゴン地区モスLEM村落の家族構造と micro-demographic condition との関係」『アジア・アフリカ言語文化研究1』pp. 37~41.

裁者の数が限られ、しかも、物理的にその制裁者との接触が出来ない状態にあるわけである。それ故に子供達は、idealとしての“自主独立”の強調と相まって、“権威に従わない”風潮を身につけるのである。

女子は、もともと金を得るために働く事は義務づけられていないが¹¹⁾、男子は15才になると、自分の家の農業を手伝うか、あるいは外へ出て働くように励まされる。しかしながら、男子も結婚前は父親に扶養される権利をもつと村人は解釈するので、未婚男子にとってそのように働く事は義務とは考えられていない。従って、彼らの得た金は、よほどの貧乏ででもない限り、家に貢がなくてもいいし、また親のほうも、たとえ子供が12才であろうと15才であろうと、その金は子供のものとして、その用途には干渉しないのが普通である。むしろ親は、男の子供達（15才以上）が、その金で独自の生活（下宿などに住んで）をすることを勧める。子供のほうも、目上のもの（例えば親）の世話になっているよりは、誰の世話にもならず生活し、成功する事を誇りにする。これに関連して、この地方で、家出（つまり、親の同意なく他地方へ出かけ、場合によっては1～2年音信なく稼ぐ事）の多い事があげられる。これは近年にはじまったことではなく、40才以上の壮・老年者にきいても、そのかなりの数が家出の経験をもっている事がたしかめられた。家出の動機としては、第1に、目上（親のあるいは兄）の権威に反抗して家出をするという場合が多いようである。もちろん、有利な職をさがしに、あるいは職につくために家出する場合もある。どの場合にもいえる事は、若者達は、親元をはなれて遠くの町に出かけて住む事を恐れていない。また親のほうも、日本の親の場合のようにそう心配はしない。2～3年音信がなくても一たいていの場合3年たてば、若者は失敗して帰村するか、成功して誇りにみちた手紙をよこすか、町の親類に助力を頼むとか、何らかの形で接触をもつようになる一特に捜しまわるでもない。そして、若者達は、こういう家出をした事によって、村の中における権威を低められるどころか、むしろ、成功・不成功にかかわらず、“誰からの助けもなく独立に生活した人間”たることを自画自賛し、また友達も一種の賞賛の念をもってするのである。もちろん若者達が、このような冒険が出来る一つの物質的基礎として、先述の親の一方的な扶養の義務がある。この扶養の義務は、イスラム法できめられてあるもので、子が親にどれだけつくすかという事と関係のない、一種の神への義務のようなものと考えられている。この故に、家出した男の子達は、家出して失敗すれば、帰村して当然の権利として扶養をうけ

11) 女子に期待される義務としての役割は、既婚のものであれば、夫に対する性的・心理的奉仕、家事（炊事・洗濯・掃除・水汲・たきぎ拾い）、育児であるが、後2者は、条件によっては、家事使用人によって代行される事を夫に要求できる。（cf 原 1968, p. 37）未婚の者にとっては、家事の手伝いや弟妹の世話が、5才くらいから課せられる。しかしながら、未婚の女性は父により、また既婚の女性は夫により扶養をうける権利をもっているため、どちらも家計を助けることは積極的に義務づけられていない。これに、見知らぬ人の前にでてはいけないというパルダの規制も加わって、女子は、よほど貧乏ででもない限り、金を得るために（農業を含めて）自分の家の屋外に働きにでることはない。たとえ働きにでるとしても、それは、普通の家の家事使用人としてのみである。

ればいいわけで、これは若者に対して一種の安全弁としての保障を与えることになる。(ただし結婚した男子は、親から自分および自分の妻子の生活費を権利としてとる事はできなくなる。)

このように、あまりにも“自主独立”ということをや小さい時から強調されて生きていく故に、村人は、権威に対しての無条件な服従が出来にくくなっていく。村人の職業転換の動機の中で、(1) 前の職業での失敗(会社から首になる事を含めて)、(2) 新しい職業でのより多い収入の可能性、等とならんで、(3) 雇主との不和が、かなりの比重を占めているのは、私生活における家出と対応するものと考えられていい。雇主(あるいは親)のちょっとした権威の excess display にも、村人は激しく反応を示すことがあるのである。

この事実は、村人の職業の preference に対応する。村人は、勤め人となるよりは、どんな小さなものでもあれ、個人企業(主として商業)の主となることを望む。村人のあげる第1の理由は、勤め人である限り、彼は“長”となる事が出来ず、絶えず他人に dominate されるのではたまらないという事である。もう一つの理由は、個人企業では失敗の可能性もあるが、将来ののびもあり、勤め人では生活は安定していても、のびの可能性はないということである。彼らによれば、勤め人では、いくら働いても、それは会社の金で自分の金ではない。これに反し個人企業では、すべてが自分の自由になるという。こういうわけで、商人になる事はほとんどの村人の最終目標であり、勤め人になる事は、いふならば商人になる為の資本蓄積のための布石と考えられる場合が多い。事実勤め人であっても、ある程度の地位までいくと、たいてい片手間に商売を始め、やがては後者に移っていくのが普通である。¹²⁾

個人と集団の関係に関する価値観も、これに関係してくる。G村では、自主独立の個人が絶対的な重要性をもっているため、集団は、個人がその欲望を満たすために、契約的關係で関与するものでしかない。従って日本におけるような全人格的な集団への没入、集団への忠誠、集団への自己同一視はみられない。だから自分の会社の成功をそのまま自分の成功へと昇華させることもできないし、勤め先の会社が自分の要求するものを与えない場合は、その集団から出る事になんらの心理的抵抗もない。周囲からの社会的圧力もない。むしろ、役に立たない集団に入っているものは馬鹿であると考えられるくらいのものである。

また、この事は、東パキスタンにおいては、会社・工場の多くが、いまだに個人とその親類縁者によって経営される中小企業で、社内での昇進・昇給制度が明確でないということにもよ

12) 以上の事実は、ダッカ周辺の工場労働者に対して行なわれた、A. Hussain の調査の結果と一致する。(A.F.A. Hussain, 1956, *Human and Social Impact on Technological Change in Pakistan*, pp. 217-218) それによれば、工場労働者のうち、31.1%が工場での労働を好み、40.2%が商業につく事を好み、18.9%が農業を好み、残りは他の職業を好む。そして、この商業を好むものうち、51.3%が、商業が“独立した職業”である故にそれを好み、39.0%が、よりよき収入と、“将来の発展”の故にそれを好み、9.7%が、他の理由づけを与えている。G村では、この%よりも、もっと徹底した商業への傾向がみられるようである。

っている。このような状態の下では、いくら個人が有能であり、努力をしても、経営に参加出来る地位にまでのぼる事はできない。また現在、チッタゴンにある大工場・大会社の多くが、外国人の経営か、西パキスタン系のウルドゥー語をしゃべる人々で上位を占められているので、そこでは英語かウルドゥー語の知識のない限り、昇進の見込みは少ない。一般に教育が低く、かつベンガル語ですべて事のたりる東パキスタンで育った多くの人々にとっては、まさにそのようなのである。¹³⁾

II 運命観・生死観と職業

あるモスLEMの哲学者は、*takdir* という言葉を、“the law or measure which is working throughout the whole of creation” と定義する。¹⁴⁾ 村人の定義によれば、それは、“個々人が神から与えられた活動の可能性の幅”である。例えばある個人は、神から、小使いから大学教授になれる可能性の幅を与えられている。人間は誰もこういった限界を越える事は出来ない。彼が努力すれば、その行為 (*tadbir*) によって、彼の限界の上限である教授になれるし、努力しなければ下限でおわるだけである。そのどちらを選ぶかは、個人の自由意志であるが、いかに努力してもその限界をでられない点で、それは“制限された自由意志”とでもいべきものである。しかしながら、個々人は、それぞれに与えられた運命の可能性の限界を予知することは出来ない。注8に述べたように、それは人間の力を越えるものであるから、村人は判断を停止してしまう。個々人が自らの限界を知るのは、試行錯誤によるほかはない。村人に、人生における成功の理由をきくと、個人の能力、努力以下すべてにも増して、運命の重要性を説く。しかし、いったいどんな運命が与えられているかわからないのであるから、間違ってもいいから何でも試してみることが重要である。失敗したところで、“神が彼に機会を与えなかった”だけであるから、決して恥じる必要はない。また、“ある面で失敗したとってどうして他の面でも失敗するといえるか”という事になり、村人は絶えず optimistic に、一生けん命働くように motivate される。事実、G村で、事業に失敗したり、職をやめたといって、ノイロー

13) 筆者の居住した集落の男子では、英語の読み書き、Bengal 語の読み書きについては、次のような結果がでている。(Urdu 語については現在手元に資料がない。) 判定は日常の観察によった。

年齢	可能な言葉	英語：読み書き	英語：会話	ベンガル：読み書き	文盲	Total
	ベンガル：会話	ベンガル：読み書き	ベンガル：読み書き			
40才以上		4人	2人	11人	9人	26人
15才~39才		7	3	20	11	41
Total		11	5	31	20	67

14) Mohammad Ali, 1950. *Religion of Islam*.

ぜになったり、自殺したりする例は聞かない。

このように見てくれば、過去の失敗は、神の与えた制限外に出ようとしたその時の自分が悪いのであって、それは、現在の自分が試みている事の成功とは何らの関係もない。いうなれば、そのいみで個々人は自らの過去の歴史より自由であるということが出来る。同様に、モスレムの村人は、以下にのべるような理由によって、先祖の霊の超自然の霊力よりも自由なのである。以下村人の生死観についてふれてみたい。

村人によれば、人間が死ぬ時には、天使があらわれて、彼に予言者モハメッドの姿を見せて、それが誰であるかを聞く。これは、彼がイスラム教徒であるかどうかの試験である。この後、死者の魂 (*ruu*) は、最後の審判 (*hasharash maedan*) の時まで、一種の待合室のような所でまたされることになる。この死者の魂の待つ所は、善者のそれと、悪者のそれの二つにわかれ、悪者の霊はそこでひどい扱いをうけることになる。そして、最後の審判の後に、最終的に魂は天国か地獄かにやられる事になる。この死者の魂について重要なのは、その活動が制限されている事である。その細かい点に関しては、いろいろ説があって、村人の間でも一致をみない。あるものは、神の許しを得ない限り、死者の魂は現世に戻ってくる事は出来ないという。他のものは、木曜の晩から金曜にかけて、いかなる魂も定期的に現世に戻ってくるという。しかし、全般に一致している事は、死者の魂は現世の生きている人に、なんらの影響も及ぼせないということである。生者に祟るとか罰を与えとかいうような超自然力は、神のみの所有するところであって、人間の魂などがもてるはずがない。イスラムの奥儀を極めた人の魂はいざしらず、普通の人間の魂の出来る事ではないのである。普通の人間の魂の出来るのは、現世に戻ってきて生者のすることをただ眺めるだけである。即ち、村人は先祖の魂に対して特別の責任を負う事もないし、また、先祖の魂をなだめる為の特別な礼拝をする必要もない。この事は、葬式や年忌の簡単さ、先祖崇拜の欠除によく反映される。¹⁵⁾

個人は先祖に対して責任を負う必要もないし、またコントロールされることもないし、かつ

15) 死人があると、死体は親類の手によって(どの親類でもよい)清められ、白布につつまれ、特別なこしに乗せられ、集落の特定の場所にある墓場に運ばれる。そこで部落の成年男子が集まり、宗教の教師 (*imam* or *maulovi*) の指導の下に短い祈禱を捧げる。これは、Allah に死者の出た事を告げる為である。死者をなだめる為の式は意味がないのであるから、年忌のようなものは行なわれない。

死後の肉体は土くれと同じとされ、その神聖度は極めて低い。死体の埋められた周りには、墓のあり場所を示すために、割った竹で作った矢来のようなものが組まれる。時々、小さな灌木のようなものが、その四隅に植えられる。しかしながら、立矢来がくさり、木や草が生い茂るようになると、(湿度・温度の関係で、そのようになるのに数年とかからない)墓の位置ははなはだあいまいになってしまう。村人にとって、祖父母を埋めた所を捜しだすのは、通常困難な事である。子供達は、境界の解らなくなった墓の上で遊びまわる事が出来るし、墓地の木の葉、木の枝は、たき物として用いられうる。そこに植わっているナッツも食用に供しうるといった具合である。

注9)の金持の死後、その死体は、筆者の住んでいた集落に葬られた。その墓は煉瓦で囲まれたが、その中は草の生えるにまかせられていた。1963年の台風で、その煉瓦べいは倒れたが、この金持の3人の子は、チャッタゴン市に住んでいて、いずれもかなり裕福であったが、どれもその墓をなおそうともしなかった。

先述のように先祖と自分とは異なった運命を持っていると 思っているのであるから、“家業”とか“家産をかたむけて申し訳ない”とかいった考えは全然でてこない。財産でも、それを自分が相続すれば、それは“自分のもの”であって、過去・現在を含めて他の何人もそれに関与する事は出来ない。失敗して家産をすりへらそうと、家業を絶やそうと、それは現在生きている人の自由であり、そこには何らの社会よりの道徳的圧力はないのである。¹⁶⁾

他方、G村の人々には天職という概念はない。職業は、彼らによれば、より豊かな（豊かなというのは主に物質的な意味で）人生に到達するための“手段”であって、それ自体は目的とならない。従って一芸に秀でて清貧に甘んずるとするのは、村人の目から見れば本末転倒であり、馬鹿な行為にしかすぎないのである。

親の職業を継がないという事の裏にはモスLEM相続法もかんけいしてくる。この地方では、Hanafi 法を用いているが、それによると、ある個人の死後は、配偶者（妻の場合）に1/8を与え、残りは、男の子2：女の子1の割合で、すべての子供に相続がなされる。その結果として、財産分割の後に、父親の職業をついでいくには、どの子の分け前も充分でない、従って、父の仕事をつぎたくてもつげないという結果もおこってくるわけである。（もっとも、多くの場合、好んで独自の職につくのがふつうではあるが。）

以上の概念は、また、“人間の平等”の概念につながってくる。ここで意味するのは、当然の事ではあるが、個人の能力差の無視ではなくて、生得の地位の否定である。何人も先祖の權威を引き継ぐわけにはいかず、尊敬をうけるためには、彼自身が有能であり、成功者でなければならないし、その成功自体、多く神により与えられた *takdir* によるのである。従ってG村のモスLEMの間では、人間同志に対する過剰な尊敬の表現は禁止される。ある人々の間では、予言者モハメッドにさえも、ただの人間であるからという理由で礼拝をしない。彼らは、ヒンズー教徒が目上に対して行なう、腰をかがめて頭を垂れ、手先を相手の足先にふれる礼の仕方を笑う。こういった尊敬の仕方は、彼らによれば、神に対してのみ行なわれるべきもので、それを人に対して行なうのは、むしろ、宗教的罪 (*guna*) とされる。イド（断食月あけの祭）のような機会に、長上の足にさわることはあっても、頭を下げることは決してしないのであ

16) 過去の世代と現在の世代の間に因果関係がなく、先祖が現在を control 出来ないものであるから、村人にとっては、歴史はさして重要なことではない。一体に村人は、過去に対して著しい無関心を示す。日本の村におけるような地方史家のないのはもちろん、古文書・系図その他の蓄積もない。（もっとも、これには、高温・多湿の気候も関係してくるかもしれないが）たとえ、20年～30年前の事実であっても、その知識はあいまいであるし、「ああ私は知らない」、「昔も今も同じだ」、「そんな事を聞いて何になるか」という答が、だれからかはねかえってくるだけである。

17) 女子の相続の特殊性については、原忠彦 1969,「東パキスタン・チッタゴン地区モスLEM村落の親族名称」『アジア・アフリカ言語文化研究2』pp. 16～17 を参照。

る。¹⁸⁾

このような“人間平等”の概念は、先述の“自主独立”の概念と共に、村人の間に、権威に対する不服従の傾向をかもしだし、前にのべたようなひんぱんな辞任・辞職をもたらすこととなるのである。

これを物質的に裏づけるのが、経済階層の流動性である。この流動性の理由としては、経済不安等のほかに、先述の財産相続の様式、あるいは、原1968の論文にのべたような父親の相対的早死もあげられる。(pp. 41~42) 両者相まって、一世代のうちにも、また、世代を越えても、富が一個人・一家系の上に集中しない仕組みになっている。

この現状を Union Council Tax (村民税的なもの) でみてみたい。¹⁹⁾ この税額のための収入の査定は、Union Council の Chairman および村の有力者達が、その年々の個々人の経済状態を考慮に入れて行なう。(単位は *paribar*……家族) 筆者の見たところ、これはかなり現実の村人の貧富の差の相対的位置づけを反映するようである。もちろん、月收入として記載された金額は、絶対額として信用する事は出来ない。これはあくまでも、村人の目にうつった相対的な貧富の差をあらわす index とみるべきである。

表2は、次のようにして作製された。

- 1) 三つのサンプル集落の個人名を税台帳でたどる。
- 2) 1944年より1962年まで、4年目ごとにそれぞれの収入がどれだけ変動したかをみる。
- 3) ある個人が死亡した際は、その個人とその子供との間で(5人の子がいれば、5回)比較を行なった。

表 2 被 課 税 所 得 の 変 動

	Rs 100以上 減 少	Rs 1~99 のはんいで 減 少	変動なし	Rs 1~99 のはんいで 増 加	Rs 100以上 増 加	Total
1948 —— 1944年度	42 (32.0%)	48 (36.6%)	23 (17.6%)	10 (7.6%)	8 (6.1%)	131 (100%)
1952 —— 1948	13 (9.0%)	30 (20.7%)	28 (19.3%)	51 (35.2%)	23 (15.9%)	145 (100%)
1958* —— 1952	9 (7.1%)	18 (14.3%)	14 (11.1%)	59 (46.8%)	26 (20.6%)	126 (100%)
1962 —— 1958*	17 (14.7%)	44 (37.9%)	25 (21.6%)	21 (18.1%)	9 (7.8%)	116 (100%)
Total	81 (15.7%)	140 (27.0%)	90 (17.4%)	141 (27.2%)	66 (12.7%)	518 (100%)

* 1956年度の台帳がないため、1958年度のでかえた。

- 18) 普通のモスレムは、ひろげた手を額にあてて、“asalam-o-alakum”または“salam”とあいさつする。女や、あるいは地位(もちろん achieved)のかなり違うものが目上に対する時は、少しかがめぎみにした掌を口にあてて、“asalam-o-alakum”または“salam”という。
- 19) Union は、東パキスタン最少の行政単位で、ほぼ村にあたる。本稿でG村と呼ぶものは、正式には、G Union となるわけである。

この表でもわかるように、常時20～30%が相対的にかなりの浮き沈みをみせている。これは、個々人の生活史をたどって見た時にみられる浮き沈みと対応する。²⁰⁾

表3は、全村の高額所得者（Rs 1000以上の収入があるとされたもの）が、4年ごとに同様の高額所得をとりえたかどうかをみた表である。

以上の表でもわかるように、成金の金持は、常時つづけて金持である人間のほぼ2倍をしめ、経済的地位の浮き沈みはかなりはげしい。このことを違った面からみれば、いかなる人間も、上位の没落のすきをぬって上位に達する機会があるわけである。idealとしての *takdir* の概念は、実際のこういった“丸太小屋からホワイト・ハウスまで”的な成功者の例の存在によって裏うちされ、若者たちに冒険への励ましを与える。これと関連して、極めてG村的な特徴は、成功者の話をする時に、その成功者の出発点をより低い点におく事である。つまり、出発点が低ければ低いほど、（父親が貧乏であればあるほど）成功の process がより華やかにみえるわけであり、成功者の自主独立性が強まって伝えられるわけである。例えば、G村より、かつてのパキスタン国会議長がでたことがあるが、その父親は“一巡査”と村の話ではなっている。

表3 高額所得者の被課税所得の変動

Fiscal year	その年にはじめて Rs 1000 以上とったもの	2期つづけて Rs 1000 をとったもの	4年前には Rs 1000 ほどなかったが 8年以上前に1回ほどとっているもの	8年以上つづけて Rs 1000 をとっているもの	Total
1944	—	—	—	—	44
1948	4人 (33.3%)	8人 (66.7%)	—	—	12 (100%)
1952	23 (62.2%)	1 (2.7%)	6人 (16.2%)	7人 (18.9%)	37 (100%)
1958	13 (40.5%)	10 (31.3%)	1 (3.1%)	8 (25.0%)	32 (100%)
1962	23 (46.0%)	8 (16.0%)	8 (16.0%)	11 (22.0%)	50 (100%)

20) ちなみに、Union Council Tax のために査定された収入の全村分布は以下の通りである。

Fiscal year	収入												Total
	Rs0	1~99	100~199	200~299	300~399	400~499	500~599	600~699	700~799	800~899	900~999	1000~	
1944	441 ^人 (19.3%)	439 (19.2%)	618 (27.1%)	312 (13.7%)	133 (5.8%)	125 (5.5%)	46 (2.0%)	65 (2.8%)	23 (1.0%)	25 (1.1%)	10 (0.4%)	44 (1.9%)	2281 (100%)
1948	558 (19.6%)	1150 (40.4%)	627 (22.0%)	200 (7.0%)	147 (5.2%)	44 (1.5%)	42 (1.5%)	14 (0.5%)	8 (0.3%)	1 (0.0%)	2 (0.1%)	12 (0.4%)	2850 (100%)
1952	509 (17.8%)	837 (29.3%)	792 (27.7%)	321 (11.2%)	154 (5.4%)	97 (3.4%)	54 (1.9%)	27 (0.9%)	14 (0.5%)	14 (0.5%)	6 (0.2%)	37 (1.3%)	2864 (100%)
1958	704 (24.1%)	840 (28.8%)	702 (24.1%)	272 (9.3%)	159 (5.5%)	75 (2.6%)	59 (2.0%)	31 (1.1%)	22 (0.8%)	15 (0.5%)	4 (0.1%)	33 (1.1%)	2916 (100%)
1962	831 (23.4%)	1008 (28.4%)	862 (27.1%)	288 (8.1%)	193 (5.4%)	85 (2.4%)	63 (1.8%)	26 (0.7%)	22 (0.6%)	22 (0.6%)	8 (0.2%)	41 (1.2%)	3549 (100%)

しかし、実際にはその父は、郡警察署長であり、地方ではかなりの名士であったという具合である。²¹⁾

III 土地所有と農業

最後に、G村における土地所有と農業のあり方について述べておきたい。

村人にとっては、土地は“先祖伝来の、代々まもらなければならないもの”といったような精神的価値は一つもない。土地の価値はその利用価値にある。従って、村人は経済が苦しくなった時には、土地を手ばなすのを何とも思わない。事実、先述のように経済的な浮き沈みがはげしいので、土地の売買はかなり盛んである。歴史的にも、この地方には大土地所有制が発達していなかったらしい。こういった土地は、小地主達の間でやりとりされているだけである。(この“小地主”のもつ意味については後にのべる。)土地の売買に関しては、原1969にある程度記述がなされているが、必要な点のみを重複させて述べると、

- 1) サンプル集落周辺の土地の半数以上が、1933年から1963年の間に分割あるいは非分割のまま相続外の transfer がなされている。
- 2) その多くは、pre-emption 等の法により、同じ集落内の親類により所有されているが、売買のはげしさを反映して、一人の人の所有する土地はその範囲の中では、分散して所在する。

表 4 職業と土地所有の関係

職 種*	所有農地 (エーカー)								Total
	0	0.1- 1.0	1.1- 2.0	2.1- 3.0	3.1- 4.0	4.1- 5.0	5.1- 10.0	10.1-	
サラリーマン家庭	350	159	47	22	12	1	1	0	592
商人	78	47	14	8	3	5	5	1	161
農業	22	70	59	14	10	3	7	2	187
日雇労働者	253	40	0	1	0	0	0	0	294
隠居	52	47	24	8	8	5	6	0	150
未雇用	99	19	4	0	0	0	0	0	122
商人—農業**	3	17	12	15	5	6	12	5	75
隠居***—農業	3	9	14	1	3	2	0	0	32
日雇—農業	4	15	0	1	0	0	0	0	20
サラリーマン—農業	4	15	14	10	2	0	1	0	46
その他	113	23	18	4	4	0	4	0	166
Total	981	461	206	84	47	22	36	8	1845

* 職業の判定は村の個々人の主観による。

** 商人—農業とは、一家のうちに商人と農業をやっている人のいること。

*** 隠居とは pension で生活をしているもの。

21) 注9)の金持の例も、ある点でこれに準ずるものといえる。

土地は、農業従事者のみならず、商人・サラリーマンの間でも価値あるものとして好んで買われる。後者の間での土地の価値は、

- 1) 生計の扶助
- 2) 危機への備え
- 3) 隠退への備え

である。そして、事実土地を買えるのは、農業従事者よりは、むしろ、cash を持っているこれらサラリーマン・商人の class なのである。表4は、G村にきているキリスト教系社会福祉団体がG村全体に行なった調査の原票を、筆者が自分の立場より表にまとめなおしたものであるが、前記の状態をかなりよくあらわしているといえよう。

これら、商人・サラリーマンは、多く家族を残して村外で働き、通常1週間に1回あるいは1月に1回帰村する方式をとっている。女子は、パルダの規制により屋外での耕作に従事できないのであるから、多くの場合彼らは小作 (*baga*) にその土地を出す事になる。通常そういった場合、都市に住む成年男子は自分の給料だけで生活し、給料の一部を村に送金をして、*baga* より得た米と合わせて家族を養うのが常である。²²⁾ もし彼が金に余裕があるならば、常雇の住み込み家事使用人兼農業労働者を1人くらい雇って、日々の耕作をさせるのが普通である。ただしこの場合、田植え・刈り入れといった時は、余分な日雇労働者を雇い入れなければならない。*baga* の場合、こういった日雇労働者は小作人が責任をもって雇う。

こういった商人・サラリーマンの多くが、50才をすぎて、他の仕事での試行錯誤のゲームにあきらめをつけた時、彼らははじめて農業に戻る。前表に、職業を農業と記した人のかなりの数が、このような晩年期の農業者である。この多くは、十分な土地のないまま、小作人となるのであるが、稀に晩年に十分な土地（農業のみで生活をたてていくには、10 kani=4 エーカーの農地が必要とされている。）を獲得出来たものは、自作農としてその余生をおくる。こういった自作農の多くは、結局自ら手を下して耕作するというよりは、労働者を雇って耕作させ、自らはその監督・経営にあたるのが普通である。しかし、こういった自作農の家も、その経営者の死後は、遺産の均分相続等により、次の世代では自作農としての生活をおくれなくなるのが普通である。ごくまれに、(1) 父親が自作農として大きな土地をもち、(2) 兄弟の数が少なく、それぞれの遺産相続量が自作農を継続するに充分であり、(一人っ子的場合等) (3) かつ遺産相続者に教育がなく、あるいは資本がない等の理由で、商人・サラリーマン等として出発していく場合等の条件がそろった場合、はじめて自作農が2代つづく事になる。

22) 水田における主要作物は、いうまでもなく米である。これには、*aus*=育成期間4月末～8月半、*amon* = 8月半～1月初、*boro* = 1月～3月の乾期中、の3種があるが、このうち、主になるのは *amon* で、*boro* は水利の問題がからむので、最近のベルギー社会福祉団の指導の下に栽培が奨励され始めたにすぎない。多くの家庭では、米以外には、*amon* の裏作としてとうがらしが栽培される。野菜は、主として自家消費用に田の片すみや、川端の砂質の土地に栽培されるにすぎない。農業を専業としない多くの家では、米・とうがらしはそのほとんどが自家消費に用いられる。

多くの農業従事者は、いくらかの自分の土地を持ち、かつ他の商人・サラリーマンの保有する土地を小作する小作人である。人々は、自分の集落内に住む親類に自分の土地を小作してもらう事を好むが、いずれの集落にも、このような小作人の2人や3人の生計を成立させるに十分な小作地の供給はあるのである。小作人の立場よりすれば、こうする事によって遠方まで耕作に行く必要はないし、また、危機（不作）の時の談合に都合がいいし、地主の立場としては、小作人の行動をよりたやすくチェックできることになる。

小作の仕方には、

- 1) 一定量の米を支払う *mora бага*
- 2) 地主50%—小作50%の刈分小作 *shaman бага*
- 3) 生産1/3地主, 2/3小作人 *tebaga*

の3種類があるが、*mora бага* はG村のモスLEMには、宗教的に罪とみなされ、ごく稀に不在大土地所有者によってのみ用いられる。というのは、モスLEMにとっては、このような定額小作料は *usury (shud)* の一種とみなされ、それは、神により宗教的に禁止されているからである。村人の言葉を借りれば、`借用者の成功・不成功にかかわらず、仕事の結果のする前に、一定の利益を貸金に対してうけとる`のは、*shud* であるという。これに対し、AがBにRs 100を貸し、BがそのRs 100を用いて商売をし、その得た純益をAと山分けして貸金につけてかえす場合（このような利益は *munafa* と呼ばれる）には、あらかじめ定額を払うように定められていないので *shud* ではないとされ許容される。この場合、AはBの共同経営者とみなされ、受け取る利潤は、共同経営に対する利潤とされる。それにもかかわらず、不在大土地所有者が *mora бага* を行なえるのは、一つには彼らが家族ぐるみ遠方において、なかなか田のチェックができない為でもあり、他方、彼らが村での評判を気にしないでもすむためである。

ちなみに、サンプル集落の周辺248筆の田のうち、

- 1) 所有者が自分で耕作しているもの（雇人等を用いる場合を含めて）……99筆（このうち1963年度に、13筆がさらに小作にだされた。）
- 2) 小作にだされたもの……123筆
- 3) 不明……26筆（data 不十分）

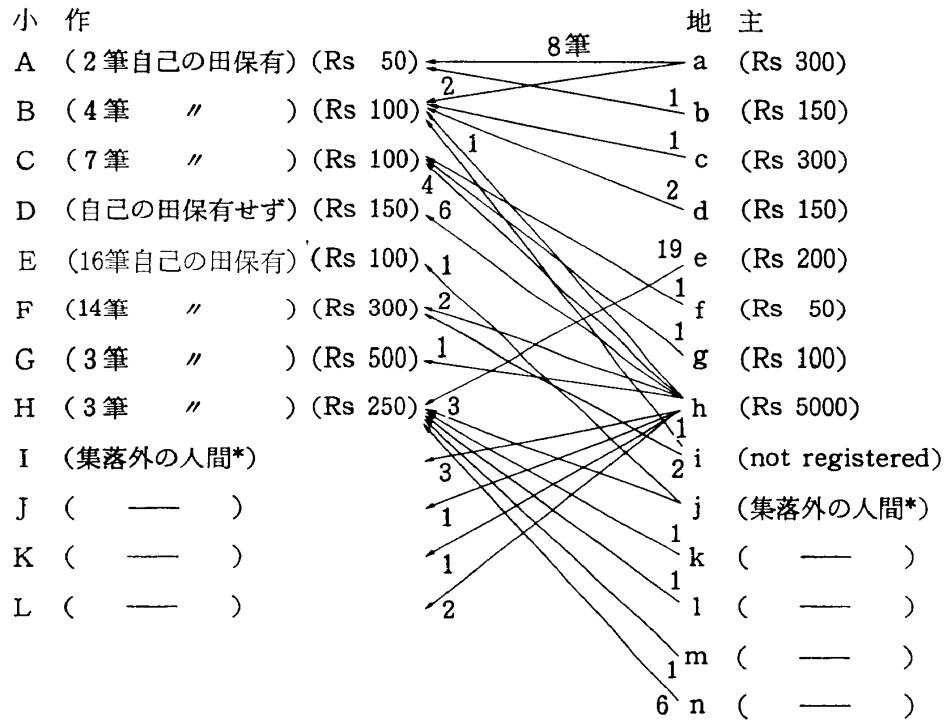
特に、123筆の小作地のうち73筆についてその詳細をみると、表5のようになる。

さして大きい地主がいないのであるから、一人の地主が1人またはそれ以上の小作人に十分な土地を提供することは不可能であり、小作人は、複数の地主と関係を持つ事になる。たとえどんな小さな土地持ちでも、成年男子が村外へ働きに出る時は小作に土地を出さなければならぬので、地主と小作を比べた場合、小作が地主と同等あるいはそれ以上の金持であるという事もおこりうる。表6は、サンプル集落の地主・小作関係で、村民税によるランキングをみて

表 5 地主・小作の居住関係

地主の性格	小作の性格	同一集落内(あるいは出身集落内)のしんるい	同一集落内(あるいは出身集落内)の非しんるい	他集落の非しんるい	Total
集落内に居住—1週間, 1カ月に1回かえってくるものを含む (<i>shamanbaga</i> にだす)		15筆	23	1	39
村外永住者 (<i>mora baga</i> にだす)		14	1	7	22
村外永住者 (<i>shaman baga</i> にだす)		11	0	1	12
Total		40	24	9	73

表 6 村民税からみた地主・小作の関係



* 集落外の間人については data 不十分

みたものである。

こういった地主と小作の間関係はかなり business like で、いわゆる経済外的強制、経済外的庇護は存在しない。取り決めは通常文書の形によらず、口頭でなされる。土地を貸したい地主の数が多いので、小作人にとっては、一人や二人の地主と喧嘩する事は決して怖い事ではない。いろいろな面で小作人は、強気にでられるようである。2世代以上農業従事者というのは、だいたいがこの小作系の人々である。

IV おわりに

以上、調査それ自体の目的が職業を中心としたものでなかったのに、資料の不十分さは免れないが、東パキスタンG村における職業とモスレムの価値観、職業とモスレム法の関係等の若干の問題についてふれてみた。もちろん筆者は、職業のあり方について経済的要因を無視するものではない。ただ、東パキスタンのG村の例に限って言えば、以上のような文化的側面からの接近も、事態の説明にかなり有効なのではないかと思われる。

筆者は、上に述べたようなこの東パキスタンにおけるモスレムの価値観、即ち、

- 1) 個人の自主独立性の尊重
- 2) 不可知論と現世中心主義(注8)
- 3) 特殊な運命観と生活における試行錯誤的態度
- 4) 世代の断絶と、生者と死者の世界の断絶
- 5) 平等主義の強調
- 6) 歴史への相対的無関心(注16)
- 7) 個人の、手段としての集団への優越

等が、現実として他のモスレム社会にも存在するかどうか知りたい。

また、現象として

- 1) “手段”としての職業の認識とそのひんばんな転換
- 2) 商人のサラリーマンへの優越(preference)
- 3) ひんばんな家出
- 4) 相続法とからんでの流動的経済階層
- 5) 職業の面での世代の断絶

等についても同様その存在を知りたい。(それが筆者にこの一小文を書かせた理由でもある。) 筆者個人としては、仮説として、上記諸価値観、諸現象(特に前者)は、かなりモスレム諸社会に universal に存在を予想出来るのではないかと思っている。少なくとも東パキスタンでは、上記諸価値観は、単に職業についてのみならず、生活のあらゆる面を規制しているようにみうけられる。²³⁾

23) 上に述べたような現象は、いろいろな副次的現象を生みだす。例えば、

- 1) チッタゴン周辺の工場に働く日本人技術者が一番困るのは、この職業の転換による技能労働者の欠乏である。“誰もが素人”の中から、2カ月～3カ月をかけて、労働者の下士官層を育て上げて、部分的に権能を譲渡しようとする、ぱっと工場をやめて他所へ移ってしまい、また新兵教育をしなければならず、工場としての発展のスピードが著しく遅くなるというのである。しかも、職業を転換するにしても、それが同じ職種の中でA工場よりB工場へかわるのなら、国家としてみれば、技術の損失はないわけであるが、全く違った職種に変わらば、技術の集積の能率は著しくわるくなるわけである。筆者として興味のあるのは、遅々としてではあるが、このような技術の集積が行なわれ、技術のないものは働けないような状態がおこっても、このような転換が行なわれるかどうかという事で

次ページへ続く

前ページから

ある。おそらく、給与体系の確立などと相まって、転換の頻度は少なくなるものと思われる。

- 2) このように職業がひんぱんにかわるので、村の中で、`都会にせしよくするサラリーマンの生活態度`、`農村にだけいる農民の生活態度`といったふうに、生活態度・生活内容が分化・crystalizeしない。かなり村内の生活は homogeneous である。この事も、文化変化を考える上に頭の中に入れておいていい事ではないかと思う。
- 3) 各人がいろいろに職をかえるので、G村では、職業が人々を永続的に interest group に組織する基準としては役立たない。これに関連する事件として、G村に来ているキリスト教系社会福祉団体 (The Island of Peace Project) の1962~1964年当時における活動の失敗をあげておきたい。(現在この Project が成功しているか、不成功であるかの資料は手元にはない。)当初この Island of Peace Project は、G村の農業開発と、女子の保健・衛生教育と診療という二つの軸を中心としてはじめられた。もちろんモスLEM社会でキリスト教系の団体が仕事をする難しさとか、選ばれた agents の性格のよさ、わるさとか、失敗の理由はいろいろある。しかし、農業開発に関する限り、失敗の一つの大きな理由は、団体の人々が、G村の農業の性格をよみちがえた事による。まず彼らは、G村には田こそあれ、ほとんどの家が田を所有してはいるが職業の面では半農村であり、多くの所有者にとって田は自給自足の生計の助けになっているだけであるという単純な事実を読み違えた。彼らは、村人の間に農業組合を組織し、それを通じて共同労働、共同購売の実をあげていこうとしたのであるが、農業組合の中核となるような自作農が少ないため、組合の決定ははかばかしくいかなかった。小作が刈り分けを前提としているので、小作人が作物をかえる場合、あるいは、田の一部をけずって灌漑用水路を作ったりしようとする場合には、一々地主の許可を必要とするが、肝心の決定権をもつ地主は都会に住んでいて、1週間あるいは1カ月に1度しか帰村しない。しかも、1人の小作にかかわる地主の数は多いので、彼が機能的に彼の耕作地全部に指導を受け入れるには時間がかかる。(事実上、地主全員の許可をえるのは不可能である。)かつ、農業従事者自体、しょっちゅう職をかえるので、きょう農協の active member であったものが、明日はまったくその interest をかえ、都市に主要な活動の場を求めて出ていってしまう。また逆もあるといったふうで、たとえ組合の参集があっても、その出席者のもっている知識は一様ではない。等々の理由により、農協の活動は遅々として進まなかったのである。